

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件です。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 薩摩硫黄島展望台東観測点筐体修繕(電子調達システム対象案件)
- (2) 履 行 内 容 仕様書のとおり
- (3) 履 行 場 所 鹿児島県鹿児島郡三島村薩摩硫黄島展望台東観測点（鹿児島県鹿児島郡三島村大字硫黄島字硫黄嶺 244-1）
- (4) 履 行 期 限 契約締結の翌日から令和8年3月27日までとする。

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）【入札説明書参照】
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (6) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）。
- (7) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
- (8) 福岡管区气象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3. 仕様書及び契約条項を示す時期及び場所

- (1) 交付期間 令和7年10月21日（火） 15時00分まで
- (2) 交付場所 福岡県福岡市中央区大濠1-2-36
福岡管区气象台総務部会計課第二契約係 TEL (092) 725-3602
- (3) 交付方法 電子データでの配布（入札説明書等）
ア. 電子調達システムからダウンロード（要パスワード）
イ. 福岡管区气象台ホームページの入札等情報からダウンロード（要パスワード）
ウ. C D-RまたはD V D-R持参による配布（U S Bメモリ不可）
福岡管区ホームページURL : https://www.data.jma.go.jp/fukuoka/kaikei/nyusatu_joho.html

4. 競争入札執行の日時・場所及び入札書の提出方法

- (1) 電子調達システムの利用
本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。
【電子調達システムの問い合わせ先】
電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
- (2) 証明書等の提出期限
令和7年10月21日（火） 15時00分
- (3) 入札書の締切
令和7年10月27日（月） 17時00分
- (4) 開札
令和7年10月28日（火） 14時10分 福岡管区气象台 小会議室（2F）

5. 入札保証金

免除する。

6. 契約保証金

免除する。

7. そ の 他

- (1) 2. に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 契約書の作成の要否 要
本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

令和7年10月3日

支出負担行為担当官
福岡管区气象台長 中辻 剛